

答 申 の 概 要

件名	静岡県警察本部が自分に対して行った対応の理由がわかる文書に係る非開示決定に対する審査請求（諮問第41号）		
本件保有個人情報	自分の相談等に対し実施機関が行った対応の理由が記載された文書		
主な非開示理由	条例第21条第3項（文書不存在）		
実施機関	静岡県警察本部長		
諮問庁	静岡県公安委員会		
諮問年月日	令和2年4月23日	答申年月日	令和2年12月4日
主な論点	実施機関が文書を保有していないとして条例第21条第3項に該当し非開示とした決定は妥当か。		

審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

審査会の判断

本件請求は、審査請求人の子である、実施機関の元職員（以下「審査請求人の子」という。）の死亡について、審査請求人が実施機関へ行った相談等に対する実施機関の対応の理由が記載された文書の開示を求めたものである。実施機関は、本件保有個人情報を保有していないとして本件処分を行っていることから、以下、本件保有個人情報の保有の有無について検討する。

(1) 請求1について

ア 審査請求人は、特定所属Aの特定職員が審査請求人の電話を拒否していると主張しており、その拒否する理由が記載された文書の開示を求めている。

イ 実施機関は、特定所属Aから特定所属Bへ審査請求人からの相談対応を引き継ぐことが記載された文書（以下「本件文書」という。）を特定しており、この点、諮問庁に確認したところ、特定所属Aから特定所属Bへ審査請求人の対応を引き継ぐことに伴い、今後、特定所属Aでは審査請求人の対応を行わないことを審査請求人に伝えた経緯があり、そのことをもって審査請求人は「特定所属Aにおいて自己の電話を拒否された」と主張していると考えられるため、本件文書を特定したとのことである。

ウ 実施機関は弁明書において、以下のとおり説明する。

(ア) 県民等から実施機関に対し相談があった場合、特定所属Bにおいて相談を受理及び処理する。相談の中には、専門的な知識等が必要になるものもあり、相談内容に係る事務を担当する所属に対応を引き継ぐこともある。

(イ) 審査請求人からの電話相談は、審査請求人の子の死亡に係るものであったため、当初から職員の公務災害等を所管する特定所属Aにおいて対応していた。

(ウ) 特定所属Aに対し審査請求人から同様の電話相談が繰り返し行われ、特定所属Aの担当者が同様の説明を繰り返し行ったものの、審査請求人は担当者の説明に納得しなかったことから、一般的な相談窓口である特定所属Bに対応を引き継ぐこととした。

エ 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認したところ、以下のとおり説明する。

(ア) 本件請求を受け、当時の特定所属Aの担当者に以下のことを確認した。

a 特定所属A及び特定所属Bの職員へ周知する目的で、担当所属を変更すること及びその理由について記載した本件文書を作成したと思われる。

b 本件文書は、2つの所属における周知が終われば後日参照する必要がなく1年以上保存する必要がないことから、静岡県警察の文書管理に関する訓令（平成13年静岡県警察本部訓令第36号。以下「文書管理訓令」という。）における公文書保存期間基準に基づき、文書の保存期間は1年未満とし、ファイルには綴じず保管し、保存期間経過後に廃棄したと思われる。

(イ) 本件請求を受け、執務室内を探索したが、文書を保有していなかった。

オ 当審査会において諮問庁から文書管理訓令の提示を受け確認したところ、その内容は諮問庁の説明のとおりであり、また、諮問庁の文書の探索方法も不十分であるとは認められなかった。

カ 以上のことから、請求1に係る保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、他方、審査請求人からは請求1に係る保有個人情報の存在をうかがわせる具体的な主張はないことから、実施機関において請求1に係る保有個人情報を保有しているとは認められ

ない。

(2) 請求2について

ア 審査請求人は、過去に開示を受けた相談受理処理管理簿における審査請求人の相談に係る処理結果欄に、「解決（その他）」と記載されており、当該区分を選択した理由が記載された文書の開示を求めている。

イ 諮問庁によると、実施機関において県民等から電話にて相談を受理した場合、相談受理処理管理簿に相談日、相談者の氏名、処理結果等を入力し、相談内容の詳細を相談等受理票に、その後の処理経過等を相談等処理票に記載することとしているとのことである。

ウ 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認したところ、以下のとおり説明する。

(ア) 実施機関においては、相談内容が実施機関からの指導や助言になじまないものや同一の者から繰り返し行われる相談について、相談受理処理管理簿の処理結果欄に「解決（その他）」の区分を入力することとしており、本件相談についても、その内容が従来からの相談と同様の趣旨のものであったため、当該区分を選択した。

(イ) 一般に、相談内容の詳細は相談等受理票及び相談等処理票に記載することから、本件請求を受け、審査請求人の相談に係る相談等受理票及び相談等処理票を特定した。

(ウ) 実施機関では対応ができない相談や、同一の者から繰り返し行われる相談については、相談等受理票のみ作成し相談等処理票を作成しないこともあり、審査請求人からの相談については、その内容が従来からの相談と同様のものであったため、審査請求人の申出内容を記載した相談等受理票及び相談を受理したことを記載した相談等処理票は作成していたが、処理結果を「解決」とした理由が記載された相談記録は作成しなかった。

エ 請求2に係る保有個人情報保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、他方、審査請求人からは請求2に係る保有個人情報の存在をうかがわせる具体的な主張はないことから、実施機関において請求2に係る保有個人情報を保有しているとは認められない。

(3) 請求3について

ア 審査請求人は、実施機関が審査請求人の子の死亡に係る公務災害認定の結果が出た後に説明責任を果たすとしていたにもかかわらず、公務災害認定日以降も特定警察署署長及び県警本部長（以下「労務管理責任者等」という。）から特定事項について説明がされていないとして実施機関が審査請求人からの問合せを無視していると主張しており、その無視の理由が記載された文書の開示を求めている。

イ 諮問庁によると、審査請求人の子の死亡当時から現在に至るまで、審査請求人から実施機関に繰り返し相談が寄せられており、その対応については検討を行った上で説明を行うなどして応じていることから、審査請求人が前提とする実施機関が審査請求人を無視しているという事実はなく、請求に該当する文書は存在しないとのことである。

ウ 審査請求人は、労務管理責任者等からの特定事項について説明がないと主張しているため、この点、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認したところ、労務管理責任者等からの説明を求めることについて審査請求人から申出があったとは思われるが、労務管理責任者等から審査請求人へ説明を行わなければならないとする法令の定めはなく、また、当該説明を行うことについて審査請求人と取り決めを行った事実もなく、他に労務管理責任者等が説明すべきと考える特別の事情もなかったことから、実施機関において説明の要否について協議や検討をした経緯はないとのことである。

エ 請求3に係る保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、他方、審査請求人からは請求3に係る保有個人情報の存在をうかがわせる具体的な主張はないことから、実施機関において請求3に係る保有個人情報を保有しているとは認められない。